

第1章 計画策定の趣旨

1.1 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

自転車は、子どもから高齢者まで手軽に利用できる移動手段です。

近年は、脱炭素に向けた動きや健康志向による利用ニーズの高まり、新型コロナ感染拡大を契機にした通勤手段などライフスタイルの見直し等により自転車利用者が全国的に増えています。また、ナショナルサイクルルートなど自転車による観光地域づくりや災害時における活用など非日常的な自転車利用に向けた取組も進められています。

一方、自転車が安全に走行できる空間整備が進んでおらず自転車による交通事故の割合は年々増加しており、自転車利用者のマナーも大きな問題となっています。

このように自転車を取り巻く環境が変化する中、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、国や島根県においても自転車活用推進計画が策定されてきました。

本市においても、過度な自動車依存からの脱却、山陰地方を代表する観光地の魅力度向上など様々な効果が期待されることから、「出雲市自転車活用推進計画」を策定し、誰もが安全で快適に自転車を利用できるための施策展開を図っていきます。

(2) 計画の対象地域・期間

本計画の対象地域は、市内全域とします。

また、本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



(3) 計画の位置付け

